

長野県における最低賃金額改定の推移(引上額等)

【表1】

年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
長野県最低賃金	681	693	694	700	713	728	746	770	795	821	848	849	877	908	948
引上額	1	12	1	6	13	15	18	24	25	26	27	1	28	31	40
(目安額)	-	(10)	(1)	(4)	(12)	(15)	(18)	(24)	(25)	(26)	(27)	-	(28)	(31)	(40)
引上率	0.15	1.76	0.14	0.86	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53	4.41
未満率	1.3	1.0	1.06	1.95	2.27	2.2	0.9	1.7	1.4	1.2	0.6	1.1	1.1	0.9	1.5
影響率	1.3	1.4	1.08	2.1	3.73	3.55	2.11	5.17	8.7	11.1	12.1	2.1	12.2	17.0	16.3

【表2】

年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
計量器等最低賃金	777	783	785	790	798	810	823	837	854	872	892	894	916	945	983
引上額	2	6	2	5	8	12	13	14	17	18	20	2	22	29	38
引上率	0.26	0.77	0.26	0.64	1.01	1.50	1.60	1.70	2.03	2.11	2.29	0.22	2.46	3.17	4.02
未満率	10.15	7.96	8.90	9.93	9.1	7.4	9.6	11.8	11.3	11.8	10.2	11.6	4.7	5.8	8.6
影響率	10.98	8.90	9.31	12.26	10.7	12.7	18.8	14.18	18.6	16.9	17.1	13.0	11.0	12.6	19.5

【表3】

年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
はん用機械器具等最低賃金	789	794	796	801	809	821	834	848	865	883	903	905	927	956	994
引上額	2	5	2	5	8	12	13	14	17	18	20	2	22	29	38
引上率	0.25	0.63	0.25	0.63	1.00	1.48	1.58	1.68	2.00	2.08	2.27	0.22	2.43	3.13	3.97
未満率	1.80	2.73	3.01	2.55	6.3	4.5	1.8	6.2	7.5	9.7	7.8	8.8	5.3	4.4	6.3
影響率	1.90	3.08	3.08	2.63	8.1	4.7	2.90	7.81	12.4	12.2	12.8	9.4	8.5	8.4	9.6

【表4】

年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
各種商品小売業最低賃金	747	751	753	756	763	773	786	800	817	835	855	857	879	910	950
引上額	1	4	2	3	7	10	13	14	17	18	20	2	22	31	40
引上率	0.13	0.54	0.27	0.40	0.93	1.31	1.68	1.78	2.13	2.20	2.40	0.23	2.57	3.53	4.40
未満率	2.70	1.87	5.45	1.51	10.5	7.5	0.50	21.80	4.6	19.7	5.1	16.7	6.2	0.5	0.7
影響率	2.94	4.06	5.92	2.03	18.5	24.4	1.20	24.88	15.1	27.7	9.0	16.7	16.8	39.4	29.3

【表5】

年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
印刷、製版業最低賃金	743	746	747	747	747	747	747	781	809	827	850	850	850	850	850
引上額	1	3	1	—	—	—	—	34	28	18	23	—	—	—	—
引上率	0.13	0.40	0.13	—	—	—	—	4.55	3.59	2.22	2.78	—	—	—	—
未満率	0.50	1.24	7.11	—	—	—	—	4.40	2.1	3.9	1.3	—	—	—	—
影響率	0.50	1.24	7.18	—	—	—	—	8.99	7.4	7.8	6.4	—	—	—	—

- 注:表1~5とも 1 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合をいう。
 2 「影響率」とは、最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合をいう。
 3 「未満率」及び「影響率」は、各年度ごとに算出された数値をそのまま使用しています。
 4 引上額等の「—」は、当該年度に金額改定がないものです。

長野県の最低賃金決定経過

年	長野県最低賃金		公示年月日	効力発生日	年	長野県最低賃金		公示年月日	効力発生日
	日額	時間額				日額	時間額		
昭和47年	1020円	-	昭和47年7月15日	昭和47年10月1日	平成6年	4638円	580円	平成6年9月1日	平成6年10月1日
(白樺細工)	-	115円	同上	同上	平成7年	4744円	594円	平成7年9月1日	平成7年10月1日
(座繰生糸)	-	110円	同上	同上	平成8年	4843円	607円	平成8年8月30日	平成8年10月1日
(短時間労働者)	-	128円	同上	同上	平成9年	4950円	619円	平成9年9月1日	平成9年10月1日
昭和48年	1230円	-	昭和49年1月23日	昭和49年2月23日	平成10年	5039円	630円	平成10年9月1日	平成10年10月1日
(白樺細工)	-	138円	同上	同上	平成11年	5084円	636円	平成11年9月1日	平成11年10月1日
(座繰生糸)	-	132円	同上	同上	平成12年	5126円	641円	平成12年9月1日	平成12年10月1日
(短時間労働者)	-	128円	同上	同上	平成13年	5164円	646円	平成13年8月30日	平成13年10月1日
昭和49年	1640円	205円	昭和50年1月28日	昭和50年2月27日	平成14年	-	646円	平成14年8月29日	平成14年10月1日
(白樺細工)	1510円	189円	同上	同上	平成15年	-	646円	-	-
(座繰生糸)	1440円	180円	同上	同上	平成16年	-	647円	平成16年9月1日	平成16年10月1日
昭和50年	1904円	238円	昭和50年10月25日	昭和51年1月24日	平成17年	-	650円	平成17年8月31日	平成17年10月1日
(座繰生糸)	1704円	213円	同上	同上	平成18年	-	655円	平成18年9月1日	平成18年10月1日
昭和51年	2080円	260円	昭和51年10月9日	昭和51年11月8日	平成19年	-	669円	平成19年9月21日	平成19年10月21日
昭和52年	2282円	286円	昭和52年9月29日	昭和52年10月31日	平成20年	-	680円	平成20年9月16日	平成20年10月16日
昭和53年	2427円	304円	昭和53年9月16日	昭和53年10月16日	平成21年	-	681円	平成21年9月1日	平成21年10月1日
昭和54年	2577円	323円	昭和54年9月17日	昭和54年10月17日	平成22年	-	693円	平成22年9月29日	平成22年10月29日
昭和55年	2754円	345円	昭和55年9月9日	昭和55年10月9日	平成23年	-	694円	平成23年9月1日	平成23年10月1日
昭和56年	2931円	367円	昭和56年9月4日	昭和56年10月4日	平成24年	-	700円	平成24年8月31日	平成24年10月1日
昭和57年	3088円	386円	昭和57年9月2日	昭和57年10月2日	平成25年	-	713円	平成25年9月19日	平成25年10月19日
昭和58年	3186円	401円	昭和58年9月16日	昭和58年10月16日	平成26年	-	728円	平成26年9月1日	平成26年10月1日
昭和59年	3284円	412円	昭和59年9月3日	昭和59年10月3日	平成27年	-	746円	平成27年9月1日	平成27年10月1日
昭和60年	3402円	426円	昭和60年9月3日	昭和60年10月13日	平成28年	-	770円	平成28年9月1日	平成28年10月1日
昭和61年	3504円	438円	昭和61年9月2日	昭和61年10月2日	平成29年	-	795円	平成29年9月1日	平成29年10月1日
昭和62年	3581円	448円	昭和62年9月1日	昭和62年10月1日	平成30年	-	821円	平成30年9月1日	平成30年10月1日
昭和63年	3688円	461円	昭和63年8月31日	昭和63年10月1日	令和元年	-	848円	令和1年9月4日	令和1年10月4日
平成元年	3838円	480円	平成元年8月31日	平成元年10月1日	令和2年	-	849円	令和2年9月1日	令和2年10月1日
平成2年	4023円	503円	平成2年8月31日	平成2年10月1日	令和3年	-	877円	令和3年9月1日	令和3年10月1日
平成3年	4219円	528円	平成3年8月31日	平成3年10月1日	令和4年	-	908円	令和4年9月1日	令和4年10月1日
平成4年	4395円	551円	平成4年9月1日	平成4年10月1日	令和5年	-	948円	令和5年9月1日	令和5年10月1日
平成5年	4530円	568円	平成5年9月1日	平成5年10月1日	(注) 平成15年は時間額が前年と同額により答申日と効力発生日は空欄となる。				

長野県の特定(産業別)最低賃金決定経過

年	電気機械器具製造業 (平成元年2月11日新設) (平成14年11月26日廃止)		精密機械器具、医療用計測器製造業 (平成元年12月24日新設) (平成14年11月26日廃止)		計量器・測定器・分析機器・試験機・医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業 (平成14年11月27日新設)		公示年月日	効力発生日
	日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額		
平成3年	4795円	600円	4835円	605円	-	-	(電)平成3年10月28日 (精)平成3年10月28日	(電)平成3年11月27日 (精)平成3年11月27日
平成4年	5005円	626円	5045円	631円	-	-	(電)平成4年10月28日 (精)平成4年10月28日	(電)平成4年11月27日 (精)平成4年11月27日
平成5年	5165円	646円	5205円	651円	-	-	(電)平成5年10月14日 (精)平成5年10月14日	(電)平成5年11月27日 (精)平成5年11月27日
平成6年	5295円	662円	5340円	668円	-	-	(電)平成6年10月18日 (精)平成6年10月18日	(電)平成6年11月27日 (精)平成6年11月27日
平成7年	5420円	678円	5470円	684円	-	-	(電)平成7年10月25日 (精)平成7年10月25日	(電)平成7年11月27日 (精)平成7年11月27日
平成8年	5545円	694円	5600円	700円	-	-	(電)平成8年10月25日 (精)平成8年10月25日	(電)平成8年11月27日 (精)平成8年11月27日
平成9年	5680円	710円	5740円	718円	-	-	(電)平成9年10月27日 (精)平成9年10月24日	(電)平成9年11月27日 (精)平成9年11月27日
平成10年	5790円	724円	5850円	732円	-	-	(電)平成10年10月20日 (精)平成10年10月23日	(電)平成10年11月27日 (精)平成10年11月27日
平成11年	5847円	731円	5897円	738円	-	-	(電)平成11年10月22日 (精)平成11年10月22日	(電)平成11年11月27日 (精)平成11年11月27日
平成12年	5902円	738円	5947円	744円	-	-	(電)平成12年10月23日 (精)平成12年10月23日	(電)平成12年11月27日 (精)平成12年11月27日
平成13年	5947円	744円	5947円	744円	-	-	(電)平成13年10月23日 (精)-	(電)平成13年11月27日 (精)-
平成14年	-	-	-	-	-	745円	平成14年10月24日	平成14年11月27日
平成15年	-	-	-	-	-	746円	平成15年10月27日	平成15年11月27日
平成16年	-	-	-	-	-	748円	平成16年10月28日	平成16年11月27日
平成17年	-	-	-	-	-	752円	平成17年10月28日	平成17年11月27日
平成18年	-	-	-	-	-	757円	平成18年10月26日	平成18年11月27日
平成19年	-	-	-	-	-	767円	平成19年11月15日	平成19年12月15日
平成20年	-	-	-	-	-	775円	平成20年11月14日	平成20年12月14日
平成21年	-	-	-	-	-	777円	平成21年11月5日	平成21年12月5日
平成22年	-	-	-	-	-	783円	平成22年11月11日	平成22年12月11日
平成23年	-	-	-	-	-	785円	平成23年10月28日	平成23年11月27日
平成24年	-	-	-	-	-	790円	平成24年11月28日	平成24年12月28日
平成25年	-	-	-	-	-	798円	平成25年11月19日	平成25年12月19日
平成26年	-	-	-	-	-	810円	平成26年10月29日	平成26年11月28日
平成27年	-	-	-	-	-	823円	平成27年10月28日	平成27年11月27日
平成28年	-	-	-	-	-	837円	平成28年10月27日	平成28年11月27日
平成29年	-	-	-	-	-	854円	平成29年10月23日	平成29年11月27日
平成30年	-	-	-	-	-	872円	平成30年10月24日	平成30年11月27日
令和元年	-	-	-	-	-	892円	令和元年10月28日	令和1年11月27日
令和2年	-	-	-	-	-	894円	令和2年11月4日	令和2年12月4日
令和3年	-	-	-	-	-	916円	令和3年11月29日	令和3年12月29日
令和4年	-	-	-	-	-	945円	令和4年11月14日	令和4年12月14日
令和5年	-	-	-	-	-	983円	令和5年11月24日	令和5年12月24日

※当該期間においては、件名「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、精密機械器具製造業」でしたが、日本標準産業分類（第12回）の改定により、平成20年度より件名が変更となりました。件名の変更にあたり、適用する使用者及び労働者に変更はありません。

(注)(電)は電気機械器具製造業、(精)は精密機械器具、医療用計測器製造業を表す。

長野県の特定(産業別)最低賃金決定経過

年	一般機械器具製造業 (平成2年4月19日新設) (平成12年11月26日廃止)		輸送用機械器具製造業 (平成2年4月19日新設) (平成12年11月26日廃止)		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業 (平成12年11月27日新設)		公示年月日	効力発生日
	日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額		
平成3年	4860円	608円	4860円	608円	-	-	(般)平成3年11月28日 (輸)平成3年11月28日	(般)平成3年12月28日 (輸)平成3年12月28日
平成4年	5080円	635円	5080円	635円	-	-	(般)平成4年12月1日 (輸)平成4年12月1日	(般)平成4年12月31日 (輸)平成4年12月31日
平成5年	5240円	655円	5240円	655円	-	-	(般)平成5年10月14日 (輸)平成5年10月14日	(般)平成5年11月27日 (輸)平成5年11月27日
平成6年	5375円	672円	5380円	673円	-	-	(般)平成6年10月18日 (輸)平成6年10月18日	(般)平成6年11月27日 (輸)平成6年11月27日
平成7年	5505円	689円	5515円	690円	-	-	(般)平成7年10月25日 (輸)平成7年10月25日	(般)平成7年11月27日 (輸)平成7年11月27日
平成8年	5640円	705円	5650円	707円	-	-	(般)平成8年10月21日 (輸)平成8年10月22日	(般)平成8年11月27日 (輸)平成8年11月27日
平成9年	5780円	723円	5790円	724円	-	-	(般)平成9年10月28日 (輸)平成9年10月23日	(般)平成9年11月27日 (輸)平成9年11月27日
平成10年	5890円	737円	5900円	738円	-	-	(般)平成10年10月23日 (輸)平成10年10月26日	(般)平成10年11月27日 (輸)平成10年11月27日
平成11年	5946円	744円	5946円	744円	-	-	(般)平成11年10月22日 (輸)平成11年10月20日	(般)平成11年11月27日 (輸)平成11年11月27日
平成12年	-	-	-	-	5995円	750円	平成12年10月25日	平成12年11月27日
平成13年	-	-	-	-	6036円	755円	平成13年10月24日	平成13年11月27日
平成14年	-	-	-	-	-	756円	平成14年10月23日	平成14年11月27日
平成15年	-	-	-	-	-	757円	平成15年10月27日	平成15年11月27日
平成16年	-	-	-	-	-	759円	平成16年10月28日	平成16年11月27日
平成17年	-	-	-	-	-	763円	平成17年10月27日	平成17年11月27日
平成18年	-	-	-	-	-	769円	平成18年11月14日	平成18年12月14日
平成19年	-	-	-	-	-	779円	平成19年11月19日	平成19年12月19日
平成20年	-	-	-	-	-	787円	平成20年11月13日	平成20年12月13日
平成21年	-	-	-	-	-	789円	平成21年11月5日	平成21年12月5日
平成22年	-	-	-	-	-	794円	平成22年10月28日	平成22年11月27日
平成23年	-	-	-	-	-	796円	平成23年10月28日	平成23年11月27日
平成24年	-	-	-	-	-	801円	平成24年11月28日	平成24年12月28日
平成25年	-	-	-	-	-	809円	平成25年10月31日	平成25年11月30日
平成26年	-	-	-	-	-	821円	平成26年10月28日	平成26年11月27日
平成27年	-	-	-	-	-	834円	平成27年10月27日	平成27年11月27日
平成28年	-	-	-	-	-	848円	平成28年10月25日	平成28年11月27日
平成29年	-	-	-	-	-	865円	平成29年10月24日	平成29年11月27日
平成30年	-	-	-	-	-	883円	平成30年10月24日	平成30年11月27日
令和元年	-	-	-	-	-	903円	令和元年10月28日	令和1年11月27日
令和2年	-	-	-	-	-	905円	令和2年11月11日	令和2年12月11日
令和3年	-	-	-	-	-	927円	令和3年11月16日	令和3年12月16日
令和4年	-	-	-	-	-	956円	令和4年11月16日	令和4年12月16日
令和5年	-	-	-	-	-	994円	令和5年11月20日	令和5年12月20日

※当該期間においては、件名「一般機械器具、自動車、同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業」でしたが、日本標準産業分類（第12回）の改定により、平成20年度より件名が変更となりました。件名の変更にあたり、適用する使用者及び労働者に変更はありません。

(注)(般)は一般機械器具製造業、(輸)は輸送用機械器具製造業を表す。

長野県の特定(産業別)最低賃金決定経過

年	各種商品小売業 (平成2年4月19日新設)		公示年月日	効力発生日	印刷、製版業 (平成2年4月19日新設)		公示年月日	効力発生日
	日額	時間額			日額	時間額		
平成3年	4630円	579円	平成3年11月28日	平成3年12月28日	4750円	594円	平成3年11月28日	平成3年12月28日
平成4年	4840円	605円	平成4年12月1日	平成4年12月31日	4965円	621円	平成4年12月1日	平成4年12月31日
平成5年	5000円	625円	平成5年11月24日	平成5年12月31日	5125円	641円	平成5年11月24日	平成5年12月31日
平成6年	5135円	642円	平成6年11月24日	平成6年12月31日	5260円	658円	平成6年11月24日	平成6年12月31日
平成7年	5265円	659円	平成7年12月1日	平成7年12月31日	5390円	674円	平成7年12月1日	平成7年12月31日
平成8年	5400円	675円	平成8年11月14日	平成8年12月31日	5520円	690円	平成8年11月13日	平成8年12月31日
平成9年	5535円	692円	平成9年12月1日	平成9年12月31日	5655円	707円	平成9年11月21日	平成9年12月31日
平成10年	5640円	705円	平成10年11月26日	平成10年12月31日	5760円	720円	平成10年11月18日	平成10年12月31日
平成11年	5688円	711円	平成11年11月26日	平成11年12月31日	5811円	727円	平成11年11月24日	平成11年12月31日
平成12年	5735円	717円	平成12年11月27日	平成12年12月31日	5856円	732円	平成12年11月24日	平成12年12月31日
平成13年	5775円	722円	平成13年11月27日	平成13年12月31日	5856円	732円	-	-
平成14年	-	723円	平成14年11月28日	平成14年12月31日	5856円	732円	-	-
平成15年	-	723円	-	-	-	732円	平成15年11月11日	平成15年12月31日
平成16年	-	724円	平成16年11月18日	平成16年12月31日	-	732円	-	-
平成17年	-	726円	平成17年10月27日	平成17年12月31日	-	734円	平成17年10月27日	平成17年12月31日
平成18年	-	730円	平成18年11月22日	平成18年12月31日	-	736円	平成18年11月24日	平成18年12月31日
平成19年	-	739円	平成19年11月16日	平成19年12月31日	-	738円	平成19年11月26日	平成19年12月31日
平成20年	-	746円	平成20年12月17日	平成21年1月16日	-	742円	平成20年12月1日	平成20年12月31日
平成21年	-	747円	平成21年11月27日	平成21年12月31日	-	743円	平成21年11月27日	平成21年12月31日
平成22年	-	751円	平成22年11月25日	平成22年12月31日	-	746円	平成22年12月1日	平成22年12月31日
平成23年	-	753円	平成23年11月16日	平成23年12月31日	-	747円	平成23年11月22日	平成23年12月31日
平成24年	-	756円	平成24年11月28日	平成24年12月31日	-	747円	-	-
平成25年	-	763円	平成25年11月26日	平成25年12月31日	-	747円	-	-
平成26年	-	773円	平成26年11月18日	平成26年12月31日	-	747円	-	-
平成27年	-	786円	平成27年11月26日	平成27年12月31日	-	747円	-	-
平成28年	-	800円	平成28年11月17日	平成28年12月31日	-	781円	平成28年11月25日	平成28年12月31日
平成29年	-	817円	平成29年11月9日	平成29年12月31日	-	809円	平成29年11月15日	平成29年12月31日
平成30年	-	835円	平成30年11月20日	平成30年12月31日	-	827円	平成30年11月19日	平成30年12月31日
令和元年	-	855円	令和元年11月20日	令和1年12月31日	-	850円	令和元年11月20日	令和1年12月31日
令和2年	-	857円	令和2年11月25日	令和2年12月31日	-	850円	-	-
令和3年	-	879円	令和3年11月24日	令和3年12月31日	-	850円	-	-
令和4年	-	910円	令和4年11月22日	令和4年12月31日	-	850円	-	-
令和5年	-	950円	令和5年11月21日	令和5年12月31日	-	850円	-	-